

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式により実施しますので、次のとおり公募します。

平成20年6月30日

京都市長 門川 大作

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

「京都市未来まちづくり100人委員会」運営業務

### (2) 業務内容

「京都市未来まちづくり100人委員会」運営業務委託仕様書（案）」のとおり

### (3) 履行期限

契約の日から平成21年3月31日まで

## 2 プロポーザルの参加資格

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）又はボランティアグループ等の任意の非営利活動団体（民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除きます。）

(2) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。

(3) 団体を構成するメンバーが10人以上いること。

(4) 事業の記録と成果報告ができること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記(1)～(8)の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能です。

### 3 応募手続等

#### (1) 募集要項等の配布

##### ア 配布書類

委託業務の受託を希望するもの（以下「応募者」という。）に配布する本委託業務に関する書類は以下のとおり

- (7) 「京都市未来まちづくり100人委員会」運営業務に係る企画提案募集要項
- (イ) 「京都市未来まちづくり100人委員会」運営業務委託仕様書（案）
- (ウ) 「京都市未来まちづくり100人委員会」の概要

##### イ 配布期間

公告の日から平成20年7月24日（木）まで。ただし、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### ウ 配布場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市総合企画局政策推進室共汗制度担当

電話：075-222-3104 FAX：075-213-0443

政策推進室共汗制度担当ホームページ（下記URL）からダウンロードすることもできます。

[http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-9-5-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-9-5-0-0_1.html)

#### (2) 企画提案書の提出

##### ア 提出期限

平成20年7月24日（木）午後5時まで

イ 提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市総合企画局政策推進室共汗制度担当

電話：075-222-3104 FAX：075-213-0443

ウ 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合も当日必着とします。

エ 提出部数

正本1部及び副本1部

(3) 説明会の実施

委託業務や企画提案の内容に関する説明会を次のとおり実施します。

ア 日時

平成20年7月10日（木）午後7時から

イ 場所

京都府旅館会館 5階会議室（京都市中京区御池通御幸町西北角）

ウ 参加申込

参加を希望する応募者は、説明会参加申込書（様式2）に記入のうえ、平成20年7月7日（月）午後5時までに、持参又はFAXにより提出してください。

(4) 質問事項

本件業務に関する質問事項がある場合は、平成20年7月7日（月）午後5時までに、質問票（様式3）に記入のうえ、持参又はFAXにより提出してください。

受け付けた質問は、上記の説明会において回答します。

なお、説明会以降の質問は受け付けません。

#### 4 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）により行います。

##### (1) 第1次審査（書類審査）

提出された応募書類に基づき、提案内容と応募者の事業実施能力を審査し、第2次審査（プレゼンテーション）の対象となる応募者を決定します。

第1次審査の結果については、すべての応募者に通知します。

##### (2) 第2次審査（プレゼンテーション）

書類提出期限後、1週間を目途に実施します。日時、場所等の詳細は、第1次審査結果の通知の際にお知らせします。

なお、プレゼンテーションに参加しなかった応募者の企画提案書は、選定対象から外れます。

##### (3) 評価基準

以下の評価基準に基づき、選定委員会において、総合的な面から評価します。

ア 企画内容の的確性、独創性、実現性

イ 京都市政の理解度

ウ 資料作成能力

エ 実施体制

オ 業務実績

カ 受託希望金額

## 5 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合があります。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(4) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には、応募者に無断で使用しないこととします。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。

(5) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。

(6) すべての提出書類は、返却しません。

(総合企画局政策推進室)